官報告示

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月27日

北海道労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間900円」を「１時間927円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月１日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月27日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間782円」を「１時間798円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月27日

大阪労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間885円」を「１時間910円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月27日

兵庫労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間842円」を「１時間855円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月１日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月27日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間790円」を「１時間812円」に改める。

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年10月27日

佐賀地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年11月10日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　佐賀地方裁判所

２　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

３　被告人氏名　伊藤　　武
山崎　　聡
林　　亜山
齋藤　靖昭
木下　憲一
盛　　夏
林　　子忠
濵本　勝治
山崎　竹助

４　公判期日　平成29年10月26日（被告人　山崎竹助）
平成29年11月６日（被告人　林亜山、盛　　夏、林　　子忠）
平成29年11月10日（被告人　伊藤武、山崎　　聡、木下　憲一、濵本　勝治）

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成29年領第383号符号１の１～１の20・５の１～５の20・９の１～９の20・13の１～13の20・17の１～17の20・21の１～21の20・25の１～25の20・29の１～29の20・32の１～32の26・36の１～36の20

金地金206塊

６　没収の理由となる事実の要旨

被告人９名は、林吁銘及び氏名不詳者と共謀の上、不正に金地金を日本国内に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成29年５月30日午後４時42分頃、東シナ海公海上において、国籍不明の船舶から、日本国外で積載された金地金206塊（重量合計約205.50765kg）を被告人９名の内の齋藤、木下、盛、林子忠及び濵本が乗船する汽船第三十六旭丸に積み替え、同月31日午後３時頃、同船を佐賀県唐津市鎮西町名護屋２番地74所在の佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所地先岸壁に接岸させて上記金地金を陸揚げし、もって税関長の許可を受けないで、貨物を輸入するとともに、上記不正の行為により上記金地金（課税価格９億3016万8727円相当）に対する消費税5860万500円及び地方消費税1581万2800円を免れたものである。

工場財団

静岡市葵区水道町129番地**株式会社静岡カフエイン工業所**の工場財団に静岡市葵区水道町129番地株式会社静岡カフエイン工業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年10月27日　　静岡地方法務局

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等

１　自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第73条第１項の規定に基づく被疑事実通知書

飛行開発実験団　１等空曹　百瀬　貫行　殿

平成29年８月30日以降、正当な理由なく欠勤した。

飛行開発実験団整備群司令
１等空佐　髙橋　康仁

２　自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等

⑴　審理のために出頭すべき期日
平成29年12月22日午前９時

⑵　出頭すべき場所　航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市那加官有無番地）

⑶　その他審理のために必要な事項

ア　弁護人が必要な場合には、平成29年11月17日までに、懲戒権者に対し申し出ることができる。

イ　平成29年12月８日までの間に、懲戒権者に対し、証人を指定し、その尋問を申請し、又は証拠物を指定し、その証拠調べを申請することができる。

証人を指定する場合には、証人の住所又は所属、官職、氏名及び尋問事項を、証拠調べを請求する場合には、証拠物の内容、所在及び取調事項を示して行うものとする。

ウ　審理における供述を辞退する場合には、その旨を申し出ることができる。

平成29年10月27日

飛行開発実験団整備群司令
１等空佐　髙橋　康仁